



2019年
11月11日号

オルタナティブ・データの取扱いにおける法的問題点(上)

執筆者: 福岡 真之介、上島 正道

1. オルタナティブ・データとは

近時、AI が技術的に大きな発展をとげ、実用化段階に達したことにより、投資運用業界においても、AI を使って生成されたモデルを用いて市況を予測し、運用パフォーマンスを向上させようとする動きがある。

そして、そのような AI を学習させるためのデータとして、従来の財務情報等の伝統的なデータに限らず、人工衛星から収集された画像データ、気象情報、POS データ、新聞記事の記事データ、SNS のやりとり等のデータが利用されている。これらのデータは、上記の伝統的なデータに対して「オルタナティブ・データ」と呼ばれている。財務情報等の伝統的なデータは他の投資家も入手可能であるのに対し、それを利用してアルファ(市場平均に対する超過リターン)を取ることが容易ではないのに対し、解析に高度な知識とノウハウが必要なオルタナティブ・データを利用することによって、より大きなアルファを取ることを目的としている。

本ニュースレターでは、これらのオルタナティブ・データを学習用データとして AI に学習させ、投資を行なう場合の法的問題点について取り上げる。

データは容易に国境を越えることから、日本の法律だけではなくグローバルに各国の法律を検討する必要がある場合がある。もっとも、紙幅の関係から本ニュースレターでは日本法を中心に解説する。

2. データに関する法律

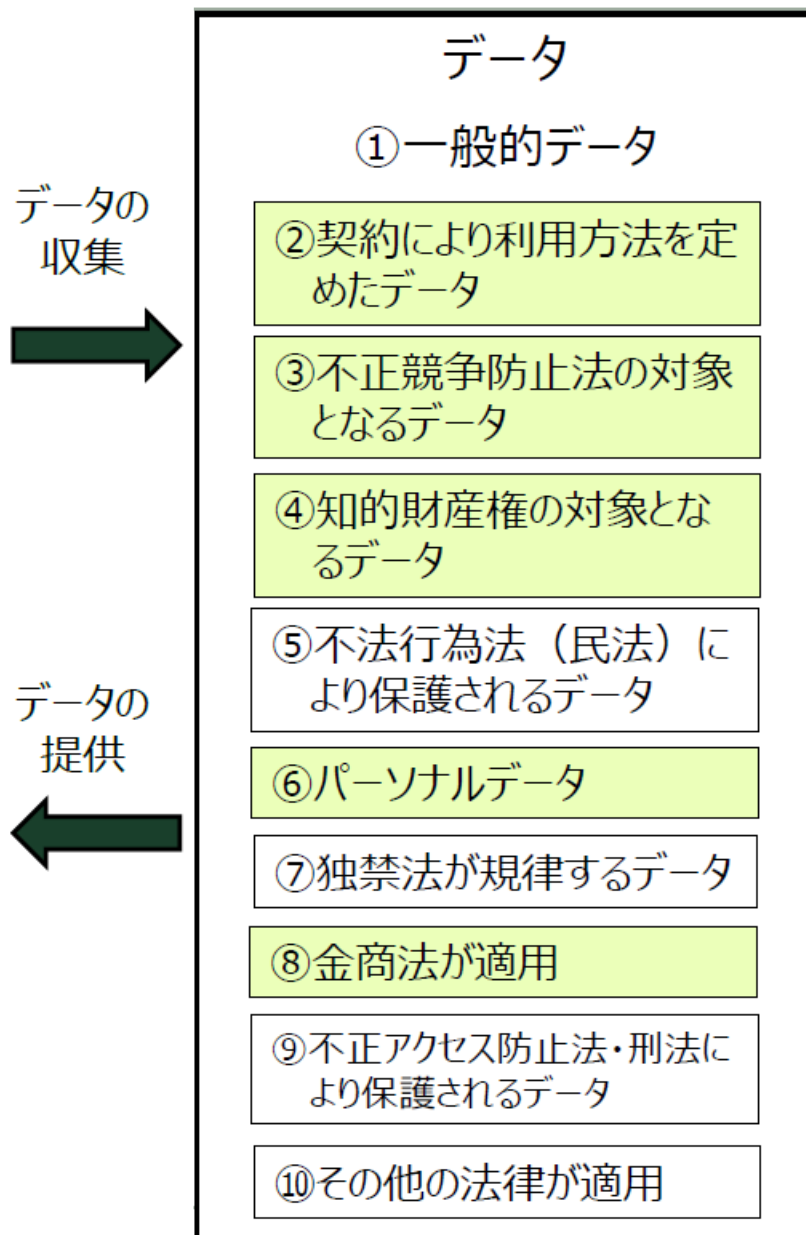
日本においては、データについての統一的法律は存在しないため、データを取り扱うに当たっては、様々な法律を考慮する必要がある。【図表 1】は、データに関する主な法律である。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

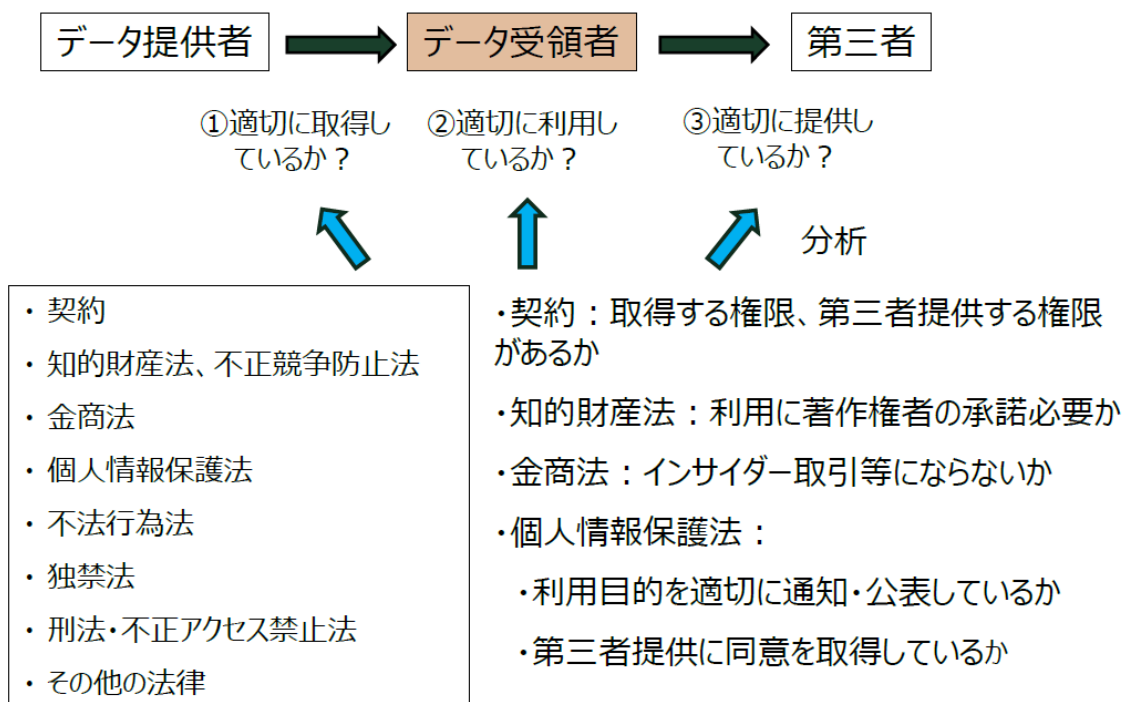
【図表 1】



オルタナティブ・データを取扱うに当たっては、紛争予防の観点やコンプライアンスの観点から、これらの法律に留意する必要がある。

本ニュースレターでは、主に問題となる、②契約法、③不正競争防止法(不競法)、④知的財産権法、⑥パーソナルデータに関する法律(個人情報保護法)、⑧金融商品取引法(金商法)について取り上げる(図表 1 の薄緑部分)。また、分量が多いため、2 部構成とし、(上)では②③④⑥を、(下)では⑧について取り上げる。

オルタナティブ・データの法律問題を分析するに当たっては、(i)取得段階、(ii)利用段階、(iii)第三者提供段階に分け、これらの各段階について適法性・適切性を検討すると分かりやすい。



3. 契約法

データは無体物であり、所有権はないため、法的には、現実にはアクセスできるのであれば、誰でも自由に利用できるのが原則である。例外として、データが知的財産権法で保護される場合があるが、後述するように、事実データについては知的財産権法で保護される場合は限られている。

そのため、データ提供者の観点からは、データをコントロールするためには、データ提供先と契約を結ぶことが最も効果的であることが多い。実務的にも、オルタナティブ・データの取引には、契約が締結されるであろう。

そこで、どのような内容の契約を締結するかが問題となる。もっとも、契約である以上、当事者の合意があれば基本的にはどのような条項も定めることが可能であり、正解はない。一般論として、契約の内容は、データの性質、ソース、取得方法、データ取得装置の環境、通信状況等に依存する。データ購入者が高額な対価を払うのであれば、データ提供者としては上記について大幅な譲歩をすることは十分ありうる。

そのことを前提として、オルタナティブ・データの取引契約においては、以下の条項が主に検討対象となろう。

- ① 権利関係・利用条件
- ② データの秘密保持・分別管理
- ③ データの品質保証
- ④ データに起因した損害

そして、①権利関係・利用条件については、提供対象となるデータ(元データ)だけではなく、元データを加工するなどして生成される派生データについても検討することが重要である。派生データについて契約で何も定めない場合には、派生データにアクセスできる者は、原則として、派生データを自由に利用できることになる。もっとも、契約に他の規定があれば自由に利用できない。例えば、派生データが秘密保持条項の対象とされていると、秘密保持条項の制約を受けることになる。

③データの品質保証については、データの正確性・完全性・安全性・有効性・継続性等をデータ提供者が保証するか否かが問題となる。また、個人情報保護法等の法規制に違反していないかも保証対象となり得る。

④データに起因した損害については、例えば、誤ったデータに基づいて学習した AI の間違った予測によってデータ購入者が投資した結果、発生した損害について、データ提供者が補償するかという問題である。契約の定め方としては、データ提供者を免責する規定、損害賠償額の上限を設ける規定、特に制約を加えない規定等が考えられる。

4. 知的財産権法

データに関する知的財産権法としては、主に著作権法が問題となる。著作権法 2 条 1 項 1 号は、「①思想または感情を②創作的に③表現したものであって、④文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」を著作物として定義し、保護の対象としている。そして、事実データは、①思想または感情を表現したものでないことから、著作物の要件を満たさず、著作権法では保護されないこととなる。例えば、POS データは、そのような事実データの典型例といえる。他方で、新聞記事や SNS の文書等は執筆者の思想・感情を表現したものとして著作物となる可能性がある。

もっとも、データそのものが著作物でないとしても、著作権法は、データの集合物について「データベースの著作物」(データベース著作物)として保護している。データベース著作物として保護されるには、①情報を検索できるように体系的に構成されていること、②情報の選択や体系的な構成によって創作性を有すること、という要件を満たす必要がある(著作権法 2 条 1 項 10 号の 3、12 条の 2 第 1 項)。

では、例えば、POS データがデータベース著作物に当たるのであろうか。この点については、一般論ではあるが、POS データに、情報の選択や体系的な構成によって創作性があるとは言い難いことから、データベース著作物としては保護される可能性は低いであろう。

以上は、オルタナティブ・データを保護するという観点からの議論であるが、オルタナティブ・データを AI に学習させるために利用するという観点から著作権が問題となることも多い。

具体的には、オルタナティブ・データの中に著作物が含まれている場合に、著作権者の許諾を得ないで AI の学習用データとして利用できるかという問題である。典型的には、ウェブをクロールして、ウェブ上の文章や写真のデータを AI に学習させる場合がこれにあたる。

このような行為については、日本法が適用されることを前提とすると、平成 30 年に改正された著作権法 30 条の 4 によって、情報解析のための著作物の利用については、必要と認められる限度において、方法を問わず利用できると規定されていることから、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる。もっとも、著作権法 30 条の 4 のただし書きには、著作権者の利益を不当に害する場合には著作物の利用は認められない、との規定が設けられているので、全く自由に利用できるわけではない点に留意が必要である。

5. 不正競争防止法

オルタナティブ・データが、「営業秘密」または「限定提供データ」に該当する場合には、不正競争防止法によって、データを盗んだりするなどの不正の手段によって取得・使用・第三者提供するなどの不正競争行為を行なった者に対して差止請求、損害賠償等を行うことができる。

「営業秘密」として保護されるには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の 3 要件を満たす必要がある(不正競争防止法 2 条 6 項)。

また、平成 30 年改正の不正競争防止法により「限定提供データ」という新たな概念が導入された。「限定提供データ」とは、①限定提供性(提供相手が特定されている)、②電磁的管理性(ID・パスワード等で電子的に管理されている)、③相当量蓄積性(それなりのデータ量がある)、④技術または営業上の情報(ただし、秘密として管理されている場合を除く)という要件を満たすデータである(不正競争防止法 2 条 7 項)。

そして、オルタナティブ・データに「営業秘密」が含まれる場合には、不正な経緯を知って、または不正な経緯を知らなかったことに重過失があつて取得した者に対しては、損害賠償、差止請求等を行うことができる。また、オルタナティブ・データに「限定提供データ」が含まれる場合には、不正な経緯を知って取得した者に対しては、損害賠償、差止請求等を行うことができる(不正競争防止法 3 条、4 条)。

オルタナティブ・データを提供する側としては、オルタナティブ・データを、営業秘密や限定提供データとして保護するために、上記の要件を満たすようにすることが考えられる。他方で、オルタナティブ・データを購入する場合には、「営業秘密」または「限定提供データ」が含まれるか否か、不正な経緯で取得されていないか注意する必要がある。

6. 個人情報保護法

オルタナティブ・データに個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法が適用されることになる。典型的には、クレジットカードの決済データは個人情報にあたる。

個人情報とは、①生存している個人に関する情報のうち、②-A 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む)、または、②-B 個人識別符号が含まれるもの、であるとされている(個人情報保護法 2 条 1 項)。したがって、取引対象データそのものに個人の属性情報が含まれていなくても、他のデータベースと容易に照合できて本人を特定できる場合には、個人情報として取扱われる。そして、この容易に照合できるか否かは、データの提供者を基準にして判断するものとされている。

他方、個人情報でない情報としては、統計情報や匿名加工情報といったデータがある。

購入したオルタナティブ・データに個人情報が含まれていると、購入者は、利用目的の通知・公表、利用目的の範囲内の利用といった義務を負うことになる(個人情報保護法第 4 章第 1 節)。匿名加工情報の場合には、そのような義務は負わないが、本人を識別することを禁止する義務等を負う(個人情報保護法 38 条)。

オルタナティブ・データの利用に当たって個人を特定する必要がないのであれば、個人情報が含まれていないデータを取引することが、これらの義務による負担を回避するための合理的な選択肢となる。

その場合、オルタナティブ・データの購入者としては、データ提供者に対して、個人情報が含まれていないことを保証させることが考えられる。

なお、データが日本以外の国から収集される場合、例えば、EU 居住者のパーソナルデータであれば GDPR(EU の一般データ保護規則)が、カリフォルニア州の住民パーソナルデータであれば CCPA(カリフォルニア州消費者保護法)が適用される可能性があるため、これらの法令にも留意する必要がある。

また、パーソナルデータについては、その利用について倫理上の問題を問われることも多く、法律の分析だけではなく、社会的受容性や倫理の観点からの分析も重要である。



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
s_fukuoka@jurists.co.jp

1996 年東京大学法学部第 1 類卒業。1998 年弁護士登録。2001 年西村あさひ法律事務所に所属。2006 年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006-2007 年シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所(米国)勤務、2007-2008 年ブレーク・ドーンソン法律事務所(オーストラリア)勤務。著書は、『データ取引の契約実務』(商事法務・2019)、『IoT・AI の法律と戦略(第 2 版)』(商事法務・2019)、『データの法律と契約』(商事法務・2019)、『AI の法律と論点』(商事法務・2018)、等多数。



かみじま まさみち
上島 正道

西村あさひ法律事務所 弁護士
m_kamijima@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2011-2014 年金融庁総務企画局市場課専門官。2015 年公認不正検査士登録。主な取扱分野は、危機管理・訴訟その他一般企業法務。特に、インサイダー取引規制等金融商品取引法関連の業務に従事。主な著書に、『インサイダー取引規制の実務(第 2 版)』(商事法務・2014)[監修]、『よくわかるインサイダー取引規制入門 Q&A』(商事法務・2016)[著]等。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019